

スポーツ傷害保険手続きの流れ

<被保険者>

1. 事故報告

おケガをされた方

下記請求書に記入し、スポーツクラブ事務局へFAXで通知する
 ※必ず、事故発生日から30日以内に届けること

「団体総合補償制度費用保険 事故通知書兼保険金請求書」

保険会社名 : Chubb損害保険株式会社

2. 記入箇所

①事故通知欄

・住所 ・電話/FAX番号 ・氏名 ・性別 ・年齢 ・職業

○事故発生状況

・事故発生日時 ・発生場所 ・発生状況

③治療先・傷病名欄

○治療機関名

・治療された全ての治療機関 担当医・電話番号
 ・ケガの名前、ケガの部位、ケガの状態、手術名など

3. 事故受付

○スポーツクラブ事務局 担当者

・保険金請求書の内容を確認し請求書を作成する

4. 保険会社へ通知

○スポーツクラブ事務局 担当者

・請求書に押印した後、Chubb損害保険株式会社にFAXで通知する

5. 保険金の請求手続き

○傷病が治ったあと被補償者は事務局へ連絡する

・保険金請求に必要なものを用意し事務局に行く

印鑑、診察券、領収書 保険金支払い先口座（ゆうちょ銀行は不可）

6. 保険請求書類の作成

○治療完了後事務局が必要事項を記入する

②保険金請求者

④入通院状況申告欄

7. 保険請求書類の提出

○スポーツクラブ事務局が必要書類の内容を確認し保険会社へ郵送する

8. 保険金支払い手続

○保険会社損害担当 ⇒ 保険金支払い手続き・・・指定銀行振込

9. 傷害保険完了通知

○保険会社損害担当 ⇒ 被保険者へ完了報告・・・郵送

11. 傷害保険完了報告

○保険会社 ⇒ 保険金お支払いのご案内・・・スポーツクラブ事務局
 ・支払い手続き日、支払い金額など

<保険料支払い額>

- ・死亡時と後遺症補償額 250万円 入院費 2,250円（1日） 通院費 1,500円（1日）
- ・補償期間 入院日数180日間・通院日数90日間

<損害保険の請求>

（賠償責任保険） ○施設や物を破損させた ○他人に負傷を負わせた

- ・提出書類：見積書、請求書、領収書、証拠写真（事故後、修復後）など
- ・金額が3万円以上になる場合は、賠償責任保険金の請求ができる（免責額3万円）
- ・金額が3万円以下の場合は、1万円までエリアクラブで負担し不足分は事務局とする